

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	
25 年－ 26 (25.11.25)	福祉保健	<p><b>安心して子どもを生き育てられるように「子育て王国とっとり」の名にふさわしい保育行政を充実させることについて</b></p> <p>▶<b>陳情趣旨</b></p> <p>2012 年 8 月「社会保障と税の一体改革」の一環として、消費税増税法とセットで子ども・子育て関連 3 法が成立した。それによって 2015 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）を実施しようとしている。国・地方自治体は着々と準備を進めているが、新制度はこれまでの保育制度を大きく変えるものとなっているにもかかわらず、当事者である保護者や保育関係者に制度内容がほとんど知らされていない。</p> <p>新制度では、保育所保育以外は市町村は保育の実施責任を負わず、認定制度の導入によって、親の就労状況で保育時間に上限が決められたり、入所のための施設探しも親の責任となる。保育所以外にも多様な施設にバラバラな基準が設定されることなどから、子どもが受ける保育に格差が生じ、保育環境がさらに悪化することが懸念されているところである。</p> <p>鳥取県は、今年度一人の保育士が受け持つ 3 歳児の人数を 15 名（国は 20 名）に改善するなど保育所整備をすすめ、保育現場では大変喜ばれている。一方、保育士の処遇（特に非正規）が低く、慢性的な保育士不足に悩まされている。</p> <p>保育所は、子どもたちの発達と生活を豊かに保障していくための保育を営み、父母が安心して働くことができる子育て支援の重要な役割を担っている。「子育て王国とっとり」を推進する鳥取県において、保育・学童保育・子育て支援への期待が高まっている中、新制度においても児童福祉法 24 条 1 項にある各自治体の保育の実施責任を果たせるよう、保護者支援とあわせて保育環境の整備を名実共に実施されることを求めて、以下について陳情する。</p> <p>▶<b>陳情事項</b></p> <p>1、市町村が児童福祉法 24 条 1 項の保育実施責任を果たせるよう必要な支援をすること。</p>	<p>よりよい保育をもとめる鳥取県実行委員会 代表世話人 畑 千鶴乃 (東伯郡湯梨浜町泊 711) 外 4, 7 3 1 名</p>	

	<p>①、新制度の検討にあたっては、すべての子どもに平等かつ必要な保育を保障する観点から、施設及び事業によって子どもが受ける保育に格差が生じないように必要な支援をすること。</p> <p>②、保育の質の維持向上のために、現在行っている県の単独助成は維持・継続し、現行水準を後退させず改善・拡充すること。</p> <p>③、県として「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられることから、「子ども・子育て会議」の設置には、広く情報提供のもと複数以上の公募者を加えること。</p> <p>④、市町村の責任を形骸化させる幼保連携型認定こども園への誘導はしないこと。</p> <p>2、保育・学童保育・子育て支援施策の拡充のために、予算を確保し改善・拡充すること。</p> <p>①、3歳未満児のいる保育施設には、看護師又は保健師の配置ができるよう人件費助成をすること。</p> <p>②、保育士・学童指導員・幼稚園教諭など、人材の育成・確保と保育・教育の質的向上を図るために財源を確保し、職員の処遇改善を行うこと。</p> <p>③、小学生で必要とする子どもたちに、良質な学童保育を保障できるよう市町村に対して財政支援を行うこと。</p> <p>3、認定こども園の認定基準について</p> <p>①、「認定こども園」の県認定基準で、3歳以上児一クラス35人の児童数を30人に改善すること。</p> <p>②、すべての子どもに温かく安全な給食が提供できるよう自園給食室（調理室）を必置とすること。</p> <p>4、認可外保育施設に対して保育の質的向上のために指導・助成を行い、今まで以上に研修の機会を多くすること。</p>		
--	---	--	--